

2013 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

専門論文試験 民法・民事訴訟法

(120分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は2ページまでである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は民法と民事訴訟法各1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 解答は、該当する科目の解答用紙を使用すること。解答用紙を誤った場合、その答案は無効となる。
5. 答案は、横書きとする。
6. 答案は、実線内の番号に従って書き進めること。
7. 答案は、黒ボールペンまたは黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答案は、無効となる。
8. 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
9. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
10. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

専門論文試験 民法

[事例]

Aは、本件建物を所有していたが、本件建物は1年前から空家になっていた。Aは、Bから、本件建物の売買契約を締結したことにしてほしいと頼まれた。Bは現在40歳であるが、父親から「40歳にもなって家一軒も建てられないのか。」と言われたので、父親に売買契約書を見せて、父親に言い返したいのだということであった。Aは、本件建物の所有権移転登記をしないのであれば、売買契約書の作成に協力してやってもよいと考え、平成24年4月1日、Bとの間で、代金を3000万円とする本件建物の売買契約書を作成してこれをBに交付し、本件建物の鍵についても、1か月間だけという約束でこれをBに交付した。Cは、たまたま、AB間で売買契約書が作成された経緯を知っていたが、前から本件建物を取得したいと思っていたため、Aとは後でうまく交渉すればよいと考え、本件建物を売却してほしいとBに頼み込み、4月15日、Bとの間で、本件建物につき、代金を1500万円とする売買契約を締結し、代金1500万円をBに支払って、Bから本件建物の引渡しを受けた。他方、Aは、5月1日、本件建物をDに3000万円で売却した。Dに対する所有権移転登記は未了である。

DがCに対して本件建物の明渡しを請求した場合、この請求は認められるか。

専門論文試験 民事訴訟法

- 1 Xは自己所有の土地甲をYが無断で資材置場として使っていると主張して、所有権に基づき明渡しを求める訴えを提起した（第1訴訟）。
- 2 この訴訟において、Yは、①Xが土地甲について所有権を有していることを認めつつ、②Xから無料で土地甲を2年間使用してもよいという許可を得ていたと主張し、Xの請求を棄却するように求めた。

[設問1] ①、②は訴訟法上どのような意味があるのか、説明しなさい。

- 3 審理の結果、裁判所はXの請求を認容する判決を言い渡し、そのまま確定した。ところが、その後、YがXを相手取って、土地甲の所有権がYに帰属することの確認を求める訴えを提起した（第2訴訟）。

[設問2] 第1訴訟のX勝訴判決は第2訴訟に何らかの影響を及ぼすか、説明しなさい。